

# スポーツ団体ガバナンスコードの 経緯と内容について

令和2年10月20日  
スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付  
白川 由梨



「ガバナンス」「コンプライアンス」  
って、結局どういうこと？



## ガバナンス（団体統治・団体統制）

組織を運営する方針やルールを決め、それらを組織内にあまねく行き渡らせて実行することで、適切かつ効率的な組織運営を行うこと

## コンプライアンス（法令遵守）

法令や内部規則を遵守すること、社会から求められる倫理・規範を守ること

# 本日お伝えすること

1. ガバナンスコードが作られた背景
2. 自己説明・公表について
3. 一般スポーツ団体向けガバナンスコードのポイント

# スポーツ界における近年の不祥事案

- ・ 助成金の不正流用
- ・ 選手の薬物使用、賭博
- ・ コーチによる暴力
- ・ 監督等によるパワハラ
- ・ 適正手続を経ない不利益処分（監督解任、会員除名処分等）
- ・ 審判不正

etc…

背景には、

- ・ 役員による強権的・独善的な運営
- ・ 役職員・指導者・選手へのコンプライアンス教育が不十分
- ・ 会計体制の不備
- ・ 通報制度が有効に機能していない

etc…



スポーツ団体が、適正な運営を行う上で遵守すべき  
原則・規範を定めたもの = **ガバナンスコード**

## これまでの経緯

平成30年11月30日 スポーツ議員連盟スポーツ・インテグリティの体制整備の在り方に関するPT「スポーツ・インテグリティ確保のための提言」

12月17日 スポーツ・インテグリティの確保に向けた対応方針（柴山大臣指示）

12月20日 スポーツ庁「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」を公表

平成31年1月31日 スポーツ審議会総会

- ・スポーツ団体ガバナンスコードの策定について諮問，スポーツ・インテグリティ部会の設置決定

2月～7月 スポーツ・インテグリティ部会における審議（全8回開催）

令和元年6月10日 スポーツ審議会総会

- ・スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ について答申  
→スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の策定・公表

8月7日 スポーツ審議会総会

- ・スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞ について(答申案)の審議

8月27日 スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞ について答申

→スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の策定・公表

9月12日 スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の適切な周知・運用に向けてースポーツ庁長官メッセージーの公表

## 【概要】スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン (平成30年12月20日 スポーツ庁)

### 1. スポーツ団体における適正なガバナンスの確保

#### (1) 「スポーツ団体ガバナンスコード」の制定、スポーツ審議会における審議

- ・スポーツ審議会において検討を行い、2019年春頃を目途にスポーツ団体ガバナンスコードを制定

#### (2) スポーツ団体によるコードの遵守に係る「自己説明－公表」の促進

- ・「自己説明－公表」を促進するための方策について検討し、2019年度中に結論

#### (3) 中央競技団体に対するコードに基づく適合性審査に係る助言

- ・2019年度中の審査基準の策定や試行的な実施、2020年度からの適合性審査の実施に向けた準備が円滑に進むよう、JSPO、JOC及びJPSAに対して必要な助言

#### (4) 「スポーツ政策推進に関する円卓会議」の設置

- ・スポーツ庁、JSC、JSPO、JOC及びJPSAによる円卓会議の設置

#### (5) 中央競技団体に対するモニタリングの実施

- ・2019年度以降、円卓会議と連携し、モニタリングの実施及びモニタリング結果の共有等 <JSC>

#### (6) ガバナンス問題に係る第三者調査支援制度の創設

- ・「スポーツ団体ガバナンス調査支援パネル（仮称）」を設置し、中央競技団体からの求めに応じ、必要な調査支援等を行う仕組みを2019年度中に創設し、2020年度以降、本格実施 <JSC>

#### (7) 中央競技団体の経営基盤の強化

- ・2019年度中に「中長期事業計画の策定に係る手引き」の作成公表、先進モデル形成支援
- ・2019年度に中央競技団体における新たな外部人材確保の先進モデル形成支援
- ・2019年度に全ての中央競技団体の公益法人化の実現可能性について必要な調査の実施

#### (8) スポーツ団体への公的支援と適合性審査との連携

- ・中央競技団体に対する競技力向上事業助成金やそれ以外の公的支援における適合性審査の活用の在り方等について検討し、2019年度中に結論

### 2. スポーツを行う者の権利利益の保護

#### (1) 指導者等の資質・能力の向上及び教育・啓発活動の促進

- ・2019年度からアクティブラーニング形態の講習会等の実施、インテグリティ教育及び啓発活動支援

#### (2) 相談窓口の設置及び活用の促進

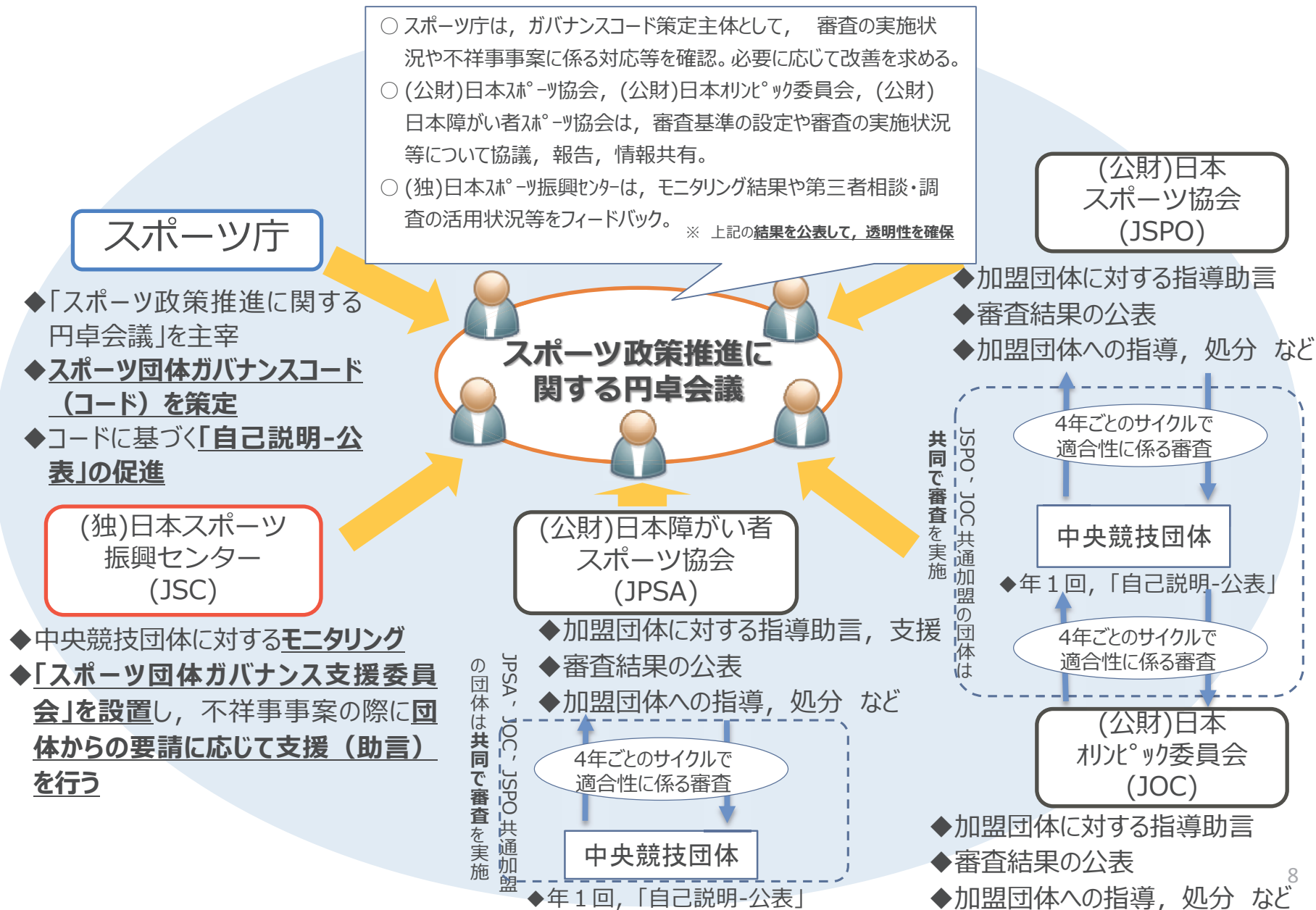
- ・相談に関する守秘義務の遵守や、相談者に対する不利益な取扱いの禁止等を徹底
- ・2019年度から利用対象者の拡大及びSNS相談窓口の本格導入 <JSC>

#### (3) スポーツ仲裁自動応諾条項の採択促進及び仲裁に係る人材育成

- ・日本スポーツ仲裁機構と連携した研修の実施、諸外国の仲裁機関への人材派遣による仲裁活動の中核的人材の育成

# 中央競技団体のガバナンス強化のための新たな仕組み

<「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の第1回会合（平成30年12月20日）において合意>





**なぜ中央競技団体以外にも  
ガバナンスが必要なのか？**



# 本日お伝えすること

1. ガバナンスコードが作られた背景
2. 自己説明・公表について
3. 一般スポーツ団体向けガバナンスコードのポイント

# 自己説明・公表とは

- 各スポーツ団体において、ガバナンスコードの各原則への対応状況を自ら定期的に説明し、公表すること。
- 人的・財政的な制約等から直ちに遵守することが困難な規定、現在の取組が不十分と考える規定については、改善に向けた今後の方策や見通し、達成の目標時期を示すことが望ましい。

- 令和3年度より、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興事業助成に申請する際には、指定のウェブサイトにおいて自己説明・公表を行っていることが要件となる予定です。  
(→ R3の補助金を申請するためには、今年度から自己説明・公表を行うことが必要)
- その他の国の補助金や、都道府県の補助金においても、申請にあたって自己説明・公表が求められる可能性があります。

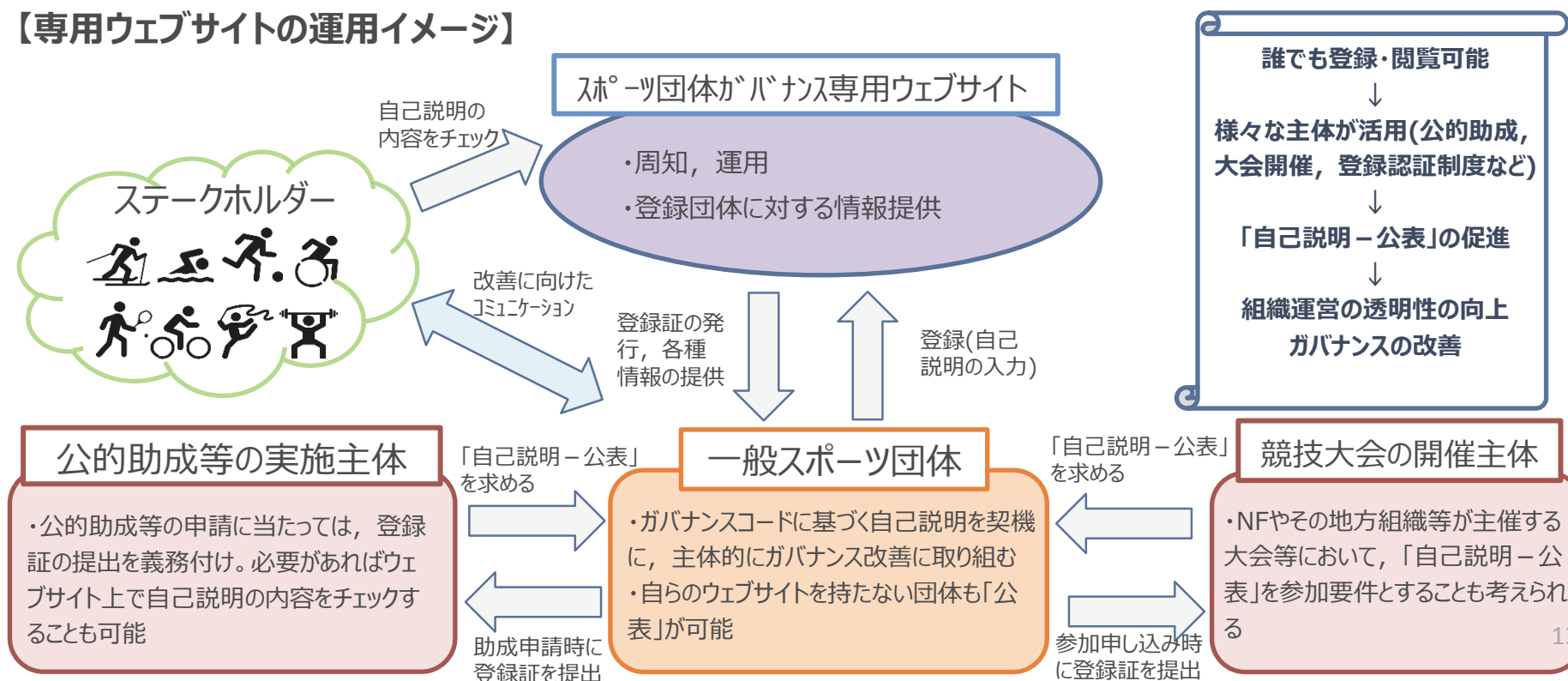
## スポーツ団体ガバナンス専用ウェブサイトの整備について

- 2020年度から、JSCのウェブサイト上に、ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉の遵守状況に関する「自己説明－公表」を行うための仕組みを整備する。

### 【ポイント】

1. **全ての一般スポーツ団体が、**ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉の遵守状況に関する**自己説明をウェブサイト上に登録**できる（ウェブサイト上の登録フォームに入力する形でセルフチェックシートに記入）。
2. 自己説明の登録を行った一般スポーツ団体に対して**証明書を発行**（ウェブサイト上で出力）。
3. ウェブサイト上で、団体名等を入力することにより、**誰もが自己説明を閲覧可能**。
4. 登録団体に対して、JSCからガバナンス・コンプライアンスに係る研修機会等について情報提供。

### 【専用ウェブサイトの運用イメージ】



元ス庁第342号  
令和元年9月12日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
殿

スポーツ庁次長  
龍本 寛



(印影印刷)

「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」の策定について（通知）

このたび、スポーツ庁は、本年8月27日にスポーツ審議会から答申を受け、同日付けで「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」を決定しましたので通知します。

ここで一般スポーツ団体とは、中央競技団体以外のスポーツ団体（「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」（スポーツ基本法第2条第2項））を指します。

また、本ガバナンスコードの適切な周知及び運用を図るため、本日、別添のとおりスポーツ庁長官メッセージを公表しました。ついては、本ガバナンスコードへの遵守を広く促していくため、一般スポーツ団体を対象とした公的助成を行う地方公共団体においては、令和3年度事業から、公的助成の申請要件の一つとして、本ガバナンスコード別添のセルフチェックシートに基づく自己説明及び公表を位置付ける方向で検討をお願いします。

なお、スポーツ庁及び独立行政法人日本スポーツ振興センターは、令和3年度事業から、同センターが行うスポーツ振興事業助成において、セルフチェックシートに基づく自己説明及び公表を申請要件の一つとして位置付ける方向で検討中です。

- 今年度中は、仮サイトを開設・運営します。
- ウェブサイト・仮サイトの入力様式は、「セルフチェックシート」と同様です。
- スポーツ振興事業助成に申請しない団体も、もちろん、ウェブサイト（仮サイト）を活用して自己説明・公表を行うことが可能です。
- 各団体のHP等で公表することももちろん可能ですが、補助金によっては、ウェブサイト（仮サイト）を使用することが要件になっている可能性があるので、注意してください。

## 本日お伝えすること

1. ガバナンスコードが作られた背景
2. 自己説明・公表について
3. 一般スポーツ団体向けガバナンスコードのポイント



原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

- (1) 法人格を有する団体は、**団体に適用される法令を遵守**すること
- (2) 法人格を有しない団体は、**団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守**すること
- (3) 事業運営に当たって**適用される法令等を遵守**すること
- (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための**役員等の体制を整備**すること

原則2 組織運営に関する目指すべき**基本方針**を  
策定し公表すべきである。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を**実施すること**、又はコンプライアンスに関する**研修等への参加を促すこと**

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を**実施すること**、又はコンプライアンスに関する**研修等への参加を促すこと**

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

- (1) 財務・経理の処理を適切に行い、**公正な会計原則を遵守すること**
- (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる**法令、ガイドライン等を遵守すること**
- (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための**実施体制を整備すること**

原則 5 法令に基づく**情報開示を適切に行う**とともに、組織運営に係る**情報を積極的に開示することにより**、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード〈NF 向け〉の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

**ガバナンスコードは、  
強制力を有するものではありません。**

**しかしながら、一つでも多くのスポーツ団体に  
ガバナンスコードを理解し、実行していただくこと、  
自己説明・公表を行っていただくことが、  
スポーツ界全体への信頼に繋がっていくと  
考えております。**

**ご理解とご協力を、よろしく申し上げます。**